

大阪市規則第57号

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成20年大阪市規則第169号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特別休暇) 第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 [(1)～(7の2) 略] (8) 妊娠中の臨時的任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき <u>14日</u> を超えない範囲内で必要と認める期間 [(8の2)～(12の2) 略] (13) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の <u>看護等</u> （負傷し、若しくは疾病にかかったその子の <u>世話</u> 、 <u>疾病の予防</u> を図るために必要なものとして総務局長が定めるその子の <u>世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして総務局長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち総務局</u>	(特別休暇) 第8条 [同左] [(1)～(7の2) 同左] (8) 妊娠中の臨時的任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき <u>7日</u> を超えない範囲内で必要と認める期間 [(8の2)～(12の2) 同左] (13) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の <u>看護</u> （負傷し、若しくは疾病にかかったその子の <u>世話又は疾病の予防</u> を図るために必要なものとして総務局長が定めるその子の <u>世話をを行うこと</u> をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間 〔(14)～(17) 略〕 〔2 略〕	〔(14)～(17) 同左〕 〔2 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第8条第1項第8号又は第13号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第8条第1項第8号又は第13号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。